

憲法（人権）の論文答案の書き方について

■ 三段階審査

- 1 保護範囲の画定：憲法が具体的な自由を保護しているか。
- 2 制約の認定：法令・処分が具体的な自由を制約しているか。
- 3 正当化の可否：比較考量・総合考慮、違憲審査基準…。

■ 違憲審査基準

上記三段階審査における正当化の可否の論証の場面で使用する。

例) 「厳格審査基準」、「明白かつ現在の危険の基準」

「厳格な合理性の基準」、「L R Aの基準」

「実質的関連性の基準」

「合理的関連性の基準」「明白性の基準」

⇒①権利の重要性、②制約の強度、③裁量を尊重すべき事由から設定

■ 目的手段審査

上記違憲審査基準に従って行われる目的と手段の審査

① 目的審査（目的そのものの審査）

例) 「やむにやまれぬ必要不可欠な公共的利益」：厳格審査基準

「重要な目的」：中間審査基準

「正当な目的」：合理的関連性の基準

② 手段審査

i) 適合性：その手段が目的達成に役立つか

ii) 必要性：その手段を採ることが目的達成に必要なか（他に手段はないか）

iii) 相当性：その手段を採ることで目的以上に失われる利益がないか